一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県日野郡日南町福万来字野呂山川東一五〇の一、一五〇の二（次の図に示す部分に限る。）、一五〇の三から一五〇の八まで、一五〇の九（次の図に示す部分に限る。）、字カヅラヶ谷右平山七七二、字仲ノ谷七八五、七八六、字本谷山七八七から七八九まで、七九〇の一、七九〇の二、七九一、七九二、生山字板井谷山三一三の二、三一三の一五一、三一三の二〇〇から三一三の二〇七まで、福寿実字隠地山六七九の一、六七九の二、六八〇、字地輪ヶ垰六八一、字上細越六八二、字下細越六八三、字ウ子横手道下タ六八四、字ウ子横手道上エ六八五、字上長垰一一六四、字関ノ谷一三〇八、字佐利ヶ垰一三三四、字奥釿ヨリ峠ノ垰一三三七、一三三七の一、一三三七の二、霞字野路山一〇七四の一から一〇七四の三まで、折渡字川東中山一二〇三、字上ミ川東山一二五三の一、一二五三の二、一二五四の一、一二五四の二、一二五四の七（次の図に示す部分に限る。）、下阿毘縁字足渡世山一四二八、字笹ノ子原ノ向一四四九、字釜ヶ垰一五八五、字菅ヶ谷一五八七、字安右衛門山一五八八、字猿ヶ口山一七〇九の一、字滝ノ谷第一　一七一〇、字滝ノ谷第二　一七一二の二、字小松山一七一三、字藤舞山一七一四の一、一七一四の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十二号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年五月二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県日野郡日野町秋縄字ワレ岩四〇〇から四〇五まで、字平ノ奥河原四〇六、四〇七、字キラガ垰四三一から四三九まで、字細垰四四〇から四四三まで、字細垰二　四四四、字ヤケンドウ一　四四五、四四六、四四八、字ヤケンドウ二　四四九から四五六まで、字下大垰四五八から四六〇まで、字上大垰四六一、四六二、字小ガヤ一　四六三、字小ガヤ二　四六四、四六五、字カブタキ四六六、四六七、字大草里四六八、字大アンバ四六九、字井手ノ谷四七〇、字滝谷四七一、四七二、字平ノ畑一　四七三から四七五まで、字平ノ畑二　四七六から四八五まで、字ロクロ谷一　四八六、字ロクロ谷二　四八七、字トコウジ一　四八八から四九〇まで、字トコウジ二　四九四、四九五、字ヒエ畑一　四九八から五〇〇まで、字ヒエ畑二　五〇一から五〇三まで、字ヒエ畑三　五〇四、五〇五、字長垰五〇六から五一一まで、字トウゼン五一二から五一四まで、字コブ谷一　五一五の一、五一六、字コブ谷二　五一七、五一八、五一九の一、字添谷五二七の一、五二八から五三三まで、字谷屋五三七の一、字滝谷一　六四三から六四五まで、六四六の一、六四七、六四九、六五〇、字滝谷二　六五一から六五四まで、字大カヤ一　六九三から六九七まで、字大カヤ二　六九八の一、六九八の二、六九九から七〇一まで、字大カヤ三　七〇五から七一二まで、字杤原一　七一三から七一五まで、字杤原二　七一六の一、七一六の二、七一七の一、七一七の二、字サイフン端タ七一八から七二〇まで、字タクミ七二一、七二二、字大横路一　七二三、字大横路二　七二四から七二七まで、字アチ坂一　七二八から七三二まで、字アチ坂二　七三五、七三八の一、七三九、字天宮谷一　七四一、七四二、字天宮谷二　七四三から七四五まで、字西草利一　七四六の一、七四七の一から七四七の三まで、七四八、七四九、字西草利二　七五一から七五三まで、字西草利三　七五四の一、七五四の二、七五五、字コミ山一　七六六、字コミ山二　七六七、七六八、字コミ山三　七六九、字コミ山四　七七〇、七七一、字コミ山五　七七二、七七三、三十字喜四郎谷五五五の一、五五五の三から五五五の五まで、字鑪谷ノ一　六二二の一から六二二の一五まで、字丸谷六三三の一、六三三の二、六三三の五、六三三の一四、金持字ソラメ一〇六二、字小原一五七九の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小原一五七九の一
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十三号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年五月二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県八頭郡八頭町西谷字上細尾六五一の一、字平左衛門釜六四二の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百七十四号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年五月二日
農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷一〇四八の一から一〇四八の二〇まで、字厚平一〇四九の一から一〇四九の一一まで
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字萩ヶ谷一〇四八の一、一〇四八の一九、一〇四八の二〇、字厚平一〇四九の一、一〇四九の二、一〇四九の四から一〇四九の六まで、一〇四九の八から一〇四九の一一まで
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字平次郎谷二六九の三、二六九の四、二六九の一九から二六九の二八まで、字稗畑三四五の二、三四五の二九（次の図に示す部分に限る。）、三四五の三〇、字向一〇一〇の一、字小黒見谷一〇一三の一、一〇一三の二、字五斗代一〇一九の二、一〇一九の五から一〇一九の一〇まで、字弥長谷一〇二七（次の図に示す部分に限る。）、一〇二七の一、字安郷滝奥一〇二八（次の図に示す部分に限る。）、一〇三三の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三三の二、一〇三三の三、字小豆谷口下モ一〇三九の二、字高戸平一〇四〇の二、一〇四〇の三、一〇四〇の八、字隠谷一〇四二の三、字尖り山一〇四七の一から一〇四七の二四まで、字菅ヶ谷一〇五三の一から一〇五三の三まで、字入道一〇五四の一、一〇五四の一一、字茗荷谷一〇五六の三、一〇五六の一六から一〇五六の二〇まで、字下井手谷一〇六一の一、一〇六一の二五